令和5年(行コ)第19号 修繕代金返還請求控訴事件

(原審:札幌地方裁判所令和5年(行ウ) 第11号 修繕代金返還請求控訴事件)

控訴準備書面(No.2)

※「控訴理由書」が、控訴準備書面 (No.1) となる。

控訴人(一審原告) 吉岡 政昭 被告訴人(一審被告) 安平町長 及川秀一郎

札幌高等裁判所 第3民事2係 御中

上記当事者間の 令和5年(行コ)第19号 修繕代金返還請求控訴事件について 控訴人は、**一審判決の本質部分と被告代理人からの「答弁書」に対し**、下記の通り提出する。

> 令和 6 年 2 月 5 日 控訴人 吉岡 政昭 印

控訴人(吉岡)による「一審判決に対する指摘」と 被控訴人(町長・代理人)からの「控訴理由書」に対する 「答弁書(否認・主張等)」への反論

(原審の判決文1)

- ●安平町長が、当初予算として、800万3000円として議会で議決をした。そして、
- ●安平町は指名業者3社による入札を実施。宮下工務店が**最低価格374万円で落札し**た。「<u>その過程で財務会計行為として違法な点は認められない。」</u>と判決文にある。

「<mark>その過程で財務会計行為として違法な点は認められない。」</mark>と、原審の**判決文に書いている。**

ちよっと待って下さい! 私は「その過程が問題だ」と異議を申し立てている。 考えて見て下さい! 当初予算が 800万3000円で議会で議決をしたのですよ。 ところが、落札価格が374万円だったのです。この金額の落差に「へんだな」って思いませんでしたか? 私は違和感を感じて、この時の3社の入札金額をを調べてみました。 宮下工務店340万円、サン技研370万円、森本組が382万円であったのです。(甲3号証・甲30号証) そこで改めて、当初予算が 800万3000円 の根拠となる「見積書」(甲23号証・甲24号証)を調べると、宮下工務店7,645,000円、森本組8,360,000円となっていたのです。(日付なしの見積書でしたが)それなのに、入札でなぜ、3社とも300万円台に下げたのでしょうか。この点に関して、原審では全く触れておらず、「その過程で財務会計行為として違法な点は認められない。」と性急にも述べただけだけなのです。

「設計変更」が行われたのではないか。

議会では、報告されていないが。

一番の理由は、先に述べた**予算金額800万3000円**と<u>落札価格が374万円</u>の常識外れの落差の大きさですが、それ以外にも、**監査委員会報告**にあった「**工法の変更**」**甲33 号証** や「情報公開請求」を求めた際の「説明プリント」にあった「入札を補正対応後に行うか、<u>施工変更</u>で行うかを検討した」**甲31号証**などの文面です。

しかし、町は、設計変更には全く触れていません。

しかし、状況的に、「設計変更があった」ことは、明らかではありませんか?

I、「予定した工事」のどこをカットして、予算額を減らしたか。

疑問に思った私は、令和5年5月29日付けで、**●**800万円3千円の予算の**積算内訳書**」

「甲28号証」と「甲29号証」「②後日変更された「374万円の**積算内訳書」「甲25号証」** を求めました。加えて、③「金額変更の理由」を求めました。

その中でわかったことは、「**1**800万円3千円の「予算の**積算内訳書**」の工事に含まれていた「解体工事が「374万円の**積算内訳書」では、抜け落ちていたのです。また、**

内装床工事も契約した宮下工務店では、約135万円を超える減額がありました。 両方合わせると、ざっと500万円を超える修繕料の変更があったことになります。 こうした背景の中で、入札に参加した3つの会社は、、入札金額をそれぞれ300万円 台に抑えたことになりました。

<u>しかし、この事実は、議会や町民には知らされていないのです</u>。令和4年12月議会において、「一般会計補正予算」で、予算が「余った」として(「執行残の整理」)として426万3千円の減額補正されました。 (**甲21号証・甲26号証・甲27号証**)

「設計変更」に対する「手続き」をきちんとしたか?

この際はっきりしておく必要があるのは、「設計変更」に対する「手続き」です。 そもそも、**安平町には「設計変更のガイドライン」**がありません。

「ガイドライン」には、「変更指示書」等々がありますが、それらが整備されていません。 一方、 <u>安平町の予算規則第7条</u>には「予算の補正を必要とする理由」の中には、「減額 補正」も含まれるのは、当然であるから、教育委員会から資料の提示を「設計変更のガイ ドライン」に基づく「工事内容の変更指示書」の開示請求をしたところです。 **甲32号**証

因みに、12月の議会では、426万3000円も余して、<mark>執行残の報告</mark>を行いました。 これは、設計変更による残額なのです。

改めて判決文に戻りますが、設計変更に関する手続きに、「瑕疵」があっても、「<u>その</u> <u>過程で財務会計行為として違法な点は認められない。」</u>と主張するのですか?

(原審の判決文2例)

- 「本件協議書(協定書)は、法規ではなく、一種の契約であるから、 原告の摘示する 事情をもって、本件契約の締結やその履行行為である本件支出が財務会計行為として 違法となるとは言えない。」
 - ※《原審の判決文において<u>「協定書を協議書」と誤って記述されている</u>ので、 本稿では、協議書(協定書)と記す。》

まず、「協定書を法規ではなく、一種の契約」であるとして「<u>協定書」を「法規」と切り離し、本件の法律判断を「</u>財務会計行為として違法とは言えない」とする裁判所の 見解に、<u>本件における「協定書」の理解</u>としては完全に誤っていると強く主張する。

私は、「控訴理由書」で以下の点を主張した。

- 1、認定こども園と自治体のとの「協定書」は、 任意の個人・団体が、何らかの事項について合意した内容を書面化したものとは違い、国の法律によって、 次のように 締結が義務づけられ、法令によって内容が示されたものである。
 - 例 1 、「市町村長は・・指定をしようとするときは、<mark>あらかじめ</mark>、当該指定を しようとする<u>法人と</u>次に掲げる事項を定めた協定を締結しなければなら ない。」(認定子ども園法の第34条2)

国が「協定書に掲げるべき」と要求した事項」とは、次の事項である。

- ★ 安平町長と学校法人リズム学園と協定を締結する場合には、 次に掲げる6つの事項が定められていること。
 - 一、子ども園の名称及び所在地
 - 二、子ども園における教育及び保育等に関する基本的事項。
 - 三、市町村における<u>必要な設備の貸し付け、譲渡その他の協力に</u> 関する基本的事項
 - 四、協定の有効期間
 - 五、協定に違反した場合の措置。
 - 六、その他公私連携幼保連携型子ども園の<u>設置及び運営に関し</u> 必要な事項

2,<u>協定書違反には</u>、「認定子ども園法、第34条2の五」で<u>協定書において「措置」を定めることになって</u>おり、安平町とリズム学園の公私連携幼保連携型認定こども園の基本協定の10条において、「協定書違反の場合の措置」として明文化されている。

「認定子ども園法」第34条の10も11も、「市町村長から公私連携法人の違反に対して「勧告」「指定取り消し」等の内容となっている。

こうした市町村長から公私連携法人側へだけの一方的に協定書違反の問題を問う方向性を感じるが、原審判決の「(協定書) は、法規ではなく一種の契約である」とする論点の核心から言っても、その認識を否定していることは、間違いがない。なぜなら、以上の「協定書」の実体的法律位置を概観したとき、本「協定書」は、「認定こども園法」の一部を構成しているもので、明らかに「法規」の位置づけ・地位を得ていると言えるのではないか。

因みに、もう1.件。

「協定書を法規ではなく、一種の契約」とする主張に反論する事例を述べれば、労働基準法によって、「労使協定」の締結が義務づけられるが、これも、「労使協定は法規ではなく、一種の契約である」として、「労使協定違反」が、安平町とリズム学園の協定書のごとく安直に扱われているとは思えない。例えば、36協定(時間外労働と休日労働についてのルール)であるが、会社側の都合だけで、時間外労働と休日労働が横行しているとは思えない。労使協定に違反すれば直ちに労働基準法違反として指導や時には処罰ぬ及ぶのではないか。

Ⅱ、被控訴代理人(町長弁護士)から控訴人《吉岡》に対する反論・主張。

私の「控訴理由書」に対する町長代理人からの反論

●町長(代理人の主張)「最高裁判例」より)

「たといこれに**先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても**、右原因行 為を前提としてされた当該職員の行為自体が、財務会計法規上の義務に違反す る違法なものに限られると解するのが相当である」

※ <u>正当化するために町長弁護人が、「例」に挙げた最高裁判例とは何か</u>。 それは、「一日校長事件」と言われた事件の最高裁判決です。この「詐欺まがい事件」に対する最高裁判決は、「<u>財務会計上違反でない」</u>として訴えを退けました。勧奨退職に応じた教頭を1日だけ校長にして、退職金を多く支払った事件です。ここでも「財務会計上違反でない」との判決。今回の訴訟に対しても同じ理屈です。 行政と一体になった「詐欺事件」です。

●町長 (代理人の主張)「答弁書」から

住民訴訟において判断の対象とされる<u>財務会計行為の違法性とは</u>、<u>あくまで</u>、 当該会計行為それ自体の違法性であって、<u>当該行為に先行する行為の違法性が</u> <u>当然継承されるものではない</u>。《法曹界の「マネーロンダリング」です。》

(控訴人(吉岡)の反論)

「汚い校長昇任」を「<u>ロウー</u>ロンダリング」で「厚化粧」して、 正当化するのか。法と正義の堕落ではないか!

ある公立学校の教頭に退職勧告に応じたら1日だけ校長に昇級させて、翌日退職。 退職金は、校長の給料分を基準に支払われた事件。

「校長にふさわしくない人でも、勧められて早期退職すれば、社会常識に反して一日校長になれる。」そして、「校長としての退職金」が多く支払われる。 「汚れたお金を洗浄するマネーロンダリング」が「教育理念のかけらもない非常 識な人事を厚化粧して「**法の正当性を与えた**」のが、今回の「**法律洗浄**と言える。」

- 1,控訴人の「控訴理由書」に対する被控訴人(町長弁護士)の主張。
 - (1) マネーロンダリングが、「ロウーロンダリング」になった。

安平町の違法行為を「<u>あくまで</u>、当該会計行為それ自体の違法性であって、 当該行為に先行する行為の違法性が、当然継承されるものではない」(答弁書) との主張を読むにつけ、ついに、町長(代理人)は、協定書無視による床の修繕 費負担を「マネーロンダリング(資金洗浄)」ならぬ「ロウーロンダリング」を 持ち込み 「違法性の否定」を論じようとしているのかと、思えてならない。

「財務会計行為の違法性とは、あくまで、当該会計行為それ自体の違法性であって」と、町とリズム学園との「協定書違反」によって生じた不適切な修繕費の町費負担の原因を「協定書の正確な法的位置づけと解釈」の検証を度外視し検証の先にある「当該会計行為」の合法性のみを論じ修繕費の不法支出を正当化するのは、あたかも「洗浄された資金」の流れのみの適否を論じ全体の中の本質的重要部分を隠蔽するがごとき仕儀と言わざるを得ない。

答弁書で最高裁の「最三小平成4年12月15日判決」に触れながら「たといこれに 先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が、財務会計法規上の義務に違反する違法なものに限られると解するのが相当である」と「違法な資金が存する場合であっても、資金の使われ方が、財務会計法規上の義務に違反する違法なものに限られる」としたことと、ほとんど変わらない。

(2) 町長 (代理人) の主張

●本件において、**①**町が協定書に基づき訴外リズム学園と協議した上で、建物面積の**②修繕代金を全額町が負担すると決定した行為**が、著しく合理性を欠きその為に**予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵**が存するものとは解し得ないから、被控訴人としては**②上記決定を前提として、**これに伴う所要の財務会計上の措置を採るべき義務があるものと言うべきであり、したがって、被控訴人のした本件支出行為が、その職務上負担する財務会計上の義務に違反してなされた違法なものと言うことはできない。

(控訴人(吉岡)の否認、及び反論)

●協議の「事実」を主張するには、具体的根拠が必要不可欠。

「町が協定書に基づき訴外リズム学園と協議した上で」とあるが「協議の 日時と協議時間・協議場所・協議に参加した双方の代表者の立場(肩書き)・修繕の箇所の確認・見積もり先の確認・見積金額の確認」や加えて、協定書による協議の対象は、「共有部分にかかる経費及び大規模な改築改修等の経費の分担」となっているので、それぞれの確認と合意の 有無。少なくとも、以上述べた諸項目に関する確認と共通認識は欠くことは出来ない。

❷「修繕代金を全額町が負担すると決定した行為」とあるが?

そもそも、「協定書に基づき、修繕費の経費負担」に関して、町とリズム学園が協議した事実を客観的に確認されていない。しかも、「決定した行為」とあるが、そもそも、協議自体の有効性が極めて曖昧、不透明。 この「決定」の不透明さは、●で述べた通りである。

(3) 町としては、<u>控訴人に対し、その理解を得るべく協定書における**①「大規模な**</u> **改築や改修等」という文言の解釈についても事細かく説明してきた。**

(控訴人(吉岡)の否認及び反論)

●「大規模な改築や改修等という文言の解釈についても事細かく 説明してきた。」などは、「虚言」の類いではないか。

「また、その手で来たか」というのが、率直な印象。

そもそも、「大規模」の定義は協定上、全くなされておらず、必ず、意見 対立の原因になるとの予想通り、それが現実になったのが現状である。 改めて、説明を受けた覚えはないし、文章での説明解説はない。

必要がある。「控訴理由書」の「書証」を再確認。

「大規模な改築や改修等という<u>文言の解釈についても事細かく説明してきた</u>。」との説明は、 被告が代理人(弁護士)に主張したのであろうが、実は、全く根拠がないことであり、その実態は、以下の通りである。

● 教育委員会 次長答弁

「こども園の協定書には書いておりません。ただ、<u>甲乙の協議の上、</u> **定める**と言うことで、「一つの目安」とした運用面の所だ。・・ 運用面の解釈だった。 **※令和3年3月 定例議会(甲7号証)**

● 町長 答弁

「ただ、軽微な修繕、そこは当然、リズム学園にやってもらうのですが、ここで言っているのは、大規模な改修とか改善、そういったものに伴う改築工事については、全て、乙(リズム学園)に経費負担させるというのではなく、協議をして決めていくということですから、これは町が求めない様な改修もあるわけです。・・金額が例えば、50万になっても、100万になっても、町は負担しない。・・・逆に、2万、先ほど3万は目安という話ですから2万だったとしても、これは町として修繕としてみなければ、ならない基本的なものだなというものはは、金額が少なくとも、そこはやはり、町が負担しなければならない。そこが協議だ、と言うことですから、その目安が、3万だというのは、先ほど児童館の中で、説明したとおりだ。・・・基本的な考え方としては、リズム学園が負担する。ただし、内容によっては、協議を行って、場合によっては、町が負担することも出てくる。ここはそういう条項ですので、ご理解頂きたい。

- ※ 1つは、改築や改修等の経費負担に関しての「甲乙協議」の言葉は、 「児童館の基本協定書」にはありません。
 - 2つ目は、「3万円を<u>目安</u>」との定め(表現)は、こ**ども園の基本** 協定書にも、児童館の基本協定書にもありません。
 - 3つ目は、3万円という数字は、こども園の基本協定書には出てきません。児童館の基本協定書にだけ</u>出て来ます。

例えば、「乙の見積もりによる<u>1件3万円</u>(消費税を含む)以上の修繕については、甲が自己の負担と責任において実施する。

「乙の見積もりによる<u>1件3万円</u>(消費税を含む)未満の修繕については、・・・乙の責任において実施する。

4つ目。肝心なところは、3万円を目安という曖昧なものではありません。児童館の協定書では、はっきり、3万円以上、3万円未満となっている。**改築や改修等の経費負担**に関しての「甲乙協議」の言葉は<u>リズム学園との基本協定書にあるが、その内容は、「</u>大規模な改築や改修等の<u>経費負担は、</u>甲乙の協議のうえ、定める。」となっている。

この時の「協議を始める前提」には、通常。

- ①修繕場所の確認。
- ②欠損の原因と責任の所在の確認と責任分担の確認。
- ③修繕費用の見積もりと工事期間の確認
- ④甲、乙の経費負担の協議 がある。

5つ目。こども園の修理には、児童館の協定の3万円を参酌すると 言っている。

以上が、町長サイドで、「大規模」に対する町長の説明・答弁なのです。事実と異なる断片的知識が乱雑に飛び交い、それに従って結論を求めている。さて、肝心の床の修理代金の支払いであるが、児童館の基本協定を「参酌」して、本件の床修繕費374万円の支払が、児童館の基本協定の条文を「参酌」しての支払ったのではなく、こど園の「協定書」に従って、支払ったとの報告である。

甲6号証:総務常任委員会議事録(R3・3・1)

甲7号証:定例会(R3・3・9) 「財産(認定こども園)の無償貸し付け」

- (4) 本件の本質的争点は、控訴人の主張するところの②協定書違反(それ自体 認められるものではないが)が、財務会計上の法規違反となるか否かであって、 原審が協定書を「法規ではなく、一種の契約である」としているのは、かかる 文脈において理解されるべきものである。(町長代理人の主張)
- Ⅲ、協定書違反を再度、見極める必要がある。

(控訴人(吉岡)の否認及び反論)

<u>協定書違反(それ自体認められるものではない</u>が)が、財務会計上の法規違 反となるか否かであって、「原審が<u>協定書を「法規ではなく、一種の契約で</u> <u>ある」としている</u>のは、かかる文脈において理解されるべきものである。」

- 1,控訴理由書において提起した疑問に「答弁書」で答えていない問題。。
 - ●基本協定書(安平町・学校法人リズム学園)

(必要な設備の貸付等)

第6条(3)

「貸し付けた土地及び建物の維持管理に関する経費は乙の負担とすること。

ただし、共通部分にかかる経費及び●大規模な改築や改修等の

❷経費負担は、甲乙協議のうえ定める。|

(甲はあびら町。乙はリズム学園

(注)「共通部分」については、図面的に確定している。議論の余地はない と見られる。

「大規模」については、<u>その定義の確認が必要</u>。その為、議論を詰める 必要があったが<u>、町長代理人は、論理ではなく力ずくで</u> 「当然の前提」と断じた。

● (町長代理人の不可解な「第6条(3)」の解釈)

「(町とリズム学園<u>とが)、①</u>本件工事が大規模な<u>改築や改修等</u>に該当することを<u>当然の前提とした上で</u>、②その経費負担について<u>協議を行ったものであることは自明</u>というべき。」

●不可解な解釈
●, <u>なぜ</u>、「①本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを 当然の前提」と<u>なぜ言えるのか?</u> その根拠を示すべき ではないか。

> 「ただし」の意味は、「先行の事柄について、それに<u>付随する条件や例外を</u> **補足する**接続詞です。

> > それが、<u>なぜ</u>、「本件工事が大規模な改築や改修等に 該当することを当然の前提」となるのか。

●**不可解な解釈**②, <u>なぜ</u>、「②その経費負担について<u>協議を行ったものであること</u> <u>は自明というべき</u>」と断じることができるのか。

> 「大規模」の定義の客観的確認のないまま「協議が自明」と は、絶対にならない。なりようがないのだ。

2、「子ども園」で修繕の必要が生まれた場合に想定される修繕と 修繕費支払いに向けての一般的流れ。

協定書と「財務会計行為」の関係

子ども園の床や壁などの修繕の必要が生じたときの流れ

(例えば、定期点検時や偶然、床の一部に破損が生じているのを発見した場合)

基本協定書第6条(3)の確認。

- 1,子ども園側で、修繕の必要を確認。(子ども園側の協議)
- 2、子ども学園側から役場担当課(教育委員会)に連絡
- 3, 子ども園と教育委員会側との合同での現場確認。
- 4. リズム学園と教育委員会側とで、「場所と修繕規模」に関して、
 - (1)協定書第6条第1項第3号による<u>修繕の対象が、リズム学園(乙)が</u> 単独で負担するべき「規模」かを双方で確認する。
 - (2) <u>損傷の原因に関しても</u>検討・意見交換を行い、共通理解に努める。 (協議記録がなされる)
 - (3)「<u>但し書」の「共有部分」にかかる工事か、を確認する。</u> 共有部分の場合、経費分担の協議をする。
 - (4) 修繕の対象が、「大規模」に相当するか否かの協議・判断をする。

「大規模」と判断された場合は、<u>「但し書き」に従い</u>「**修繕費分担**」に 関し協議をする。

「<u>但し書」に該当しない場合</u>(大規模でないとの判断の場合は)、 <u>協議の必要はなく</u>、「維持管理に関する経費」は、**乙(リズム学園)の 負担**となる。

※「協議の記録」は、税金支出の根拠を確認する上でも不可欠。

- 5、修繕代金の見積もりを取る。
- 6,経費分担に関し協議する。 以上が「協定書」に基づく手順。

ここまでの手順(協定書の締結)は、国の意向(※法律)に基づいた命令の 結果であり一般的な団体、個人による任意の契約者同士の「契約」でははない。国の意向(甲16号証)とは、法律「就学前の子どもに関する養育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以後「認定こども園法」とする)

(認定子ども園法の第34条2)

「<u>市町村長は</u>・・<u>指定をしようとするときは</u>、あらかじめ、<u>当該指定をしようとする法人</u>と次に掲げる事項を定めた協定<mark>を</mark>締結しなければならない。」

地裁判決(**甲17号証**) では、安平町とリズム学園の基本協定書を「<u>法規ではなく一種の契約である」</u>として、原告の主張や上記 1 から 6 までの協定書にあるプロセスを一顧だにしなかったが、この控訴理由書の前段でも触れたように、協定書は「国の法律<u>(甲16号証)の具体化」でもあるのだ</u>。一審判決の「法規ではなく一種の契約である」とする認識は、基本的に間違っていたのだ。

(これから先の「本件契約の締結」や「その履行行為である本件支出」は、 法に基づいた財務会計行為となる。)

- 7,修繕費の予算案を議会に計上する。
- 8, (予算議決後)入札の公募
- 9,落札企業と町の工事の契約
- 10, 工事終了後、修繕費の支払い。
- 3,床損傷の全ての責任は、「町立はやきた子ども園」に あり、リズム学園には「ない」というのか?
 - 1. 疑問が生ずる「以下の答弁」

「床については、やはり、<u>当初、公立の時代から引き続き使用している</u>ものなので、やはり、<u>リズム学園様の瑕疵があるというのではなく</u>、むしろ、<u>町としての責任も相当程度あるのかな</u>ということで、<u>張り替え</u>については、こちらで(安平町で)対応させて頂くべく、協議させて頂くと考えている。

(担当職員答弁。総務常任委員会にて(R3/3/1))(甲6号証)

- (1) リズム学園には、瑕疵はない。
- (2) 町としての責任も相当程度あるのかな (?)
- (3)張り替えについては、こちらで(安平町で)対応させて頂くべく。(町負担)
- (1) 施設の使用期間

2,010年(H22年4月)~ 2,016年(H28年3月)まで**(6年間)** 早来・遠浅・安平の3保育園を統合し、**町立「はやきたこども園」を建設。** (総工費4億9,200万円で建設)

(保育園80~85人・幼稚園35~50名)

●公私連携「はやきたこども園」(床修繕工事6月実施まで)<mark>(6年2か月)</mark> ※ 同じ建物で、【町立】から「公私連携」に移行した。

2,016年(H28年4月) ~ 2,022年(R 4年6月修理) (許可定員150名)

質問1, *** 町の答弁は意味不明。説明を聞きたい。

- ●町立「はやきたこども園」は、6年間の運営で、公私連携「はやきたこども園」は、6年間2か月の使用期間で、リズム学園の方が、わずかながら、利用期間が長い。それなのに、なぜ、「<u>リズム学園様の瑕疵があるという</u>のではなく」つまり、「瑕疵がない」ということになるのか。
- ②この条件下で、なぜ、安平町が、全て、床の修理代金を支払うのか。 なぜ、リズム学園側は、支払わないのか。

「劣化により表面のコーティング等が剥離」の原因は、 「はだしの多い園」と「園児数が多い園」の方が、 床を傷つける! 安平町総合計画実施計画(甲18号証)

疑問2・・・① 「はだし」での利用・・両方の「こども園」で普通に行われていることではないか。

町立「はやきた子ども園」と公私連携「はやきたこども園」とにおける「はだし」の「差」が、「表面のコーティング等の剥離」に差が生まれるほどの「はだし」の状況の差を具体的に示す必要があるのではないか。

※ はやきた子ども園の入園数 (甲20号証)

疑問3*** ② 「**園児の増加」自体に** [表面のコーティング等が剥離」の 原因があるというのであれば、<u>人数の多い方が、「剥離の</u> <u>原因」とならないのか</u>。

以下の数字が示すように、「町立はやきた子ども園」と「公私連携はやきた子ども園」とでは、1年間の園児の利用人数に差がある。「公私連携はやきた子ども園」の利用人数の方が多いことになっている。それでも、「リズム学園」の方には、床の「表面のコーティング等が剥離」が、「ない」と、言い張るのか。

●町立「はやきたこども園」の園児数

2,010年(H22年4月)~ 2,016年(H28年3月) 2,016年(H28年年度)**利用定員115**名

●公私連携「はやきたこども園」の園児数

2,016年 (H29年度) ~ 利用定員 125名 2,017年 (H30年度) ~ 利用定員 135名 2,018年 (H31年度) ~ 利用定員 150名 2,019年 (R二年度) ~ 利用定員 150名

4, 一般的過ぎないか。劣化の原因に関して、協議したか?

床の劣化は主に経年によるもの。通常使用によるもの。 所有者である町が負担するのは当然。(代理人答弁書)(**甲19号証**)

疑問4・・・「安平町総合計画実施計画」では、劣化の原因を「はだし」と「園児の人数の増加」とやや具体的にしている。

しかし、代理人の説明は、ただ単に、「経年によるもの。通常使用によるもの」と一般的な理由説明をしただけで、現場を調査した上での、判断がなされていない。また、利用者側に責任に帰すべき要因は全くないのかも、具体的に、調査・検討した形跡はない。

依然として残った「判決文の問題点」。

③児童館の3万円が、なぜ、こども園の判断基準になるのか? これを利用したというのであれば、わかりやすいと言えるが、別な建物と協定書の運用 をはやきた子ども園に運用したとなれば、不信感を持つ町民が一気に増加することは、 火を見るより明らか。いささか、問題である。

<u>修繕代金を全額町が負担すると決定した行為</u>が、著しく合理性を欠きその 為に<u>予算執</u> **行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵**が存するものとは解し得ないから、